

7 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1 に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の内容から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討することにより、表 7-1 に示すとおり選定した。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの 13 項目である。

なお、本事業期間中、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設が稼働することから、これらの影響について総合的に予測・評価を行うものとする。

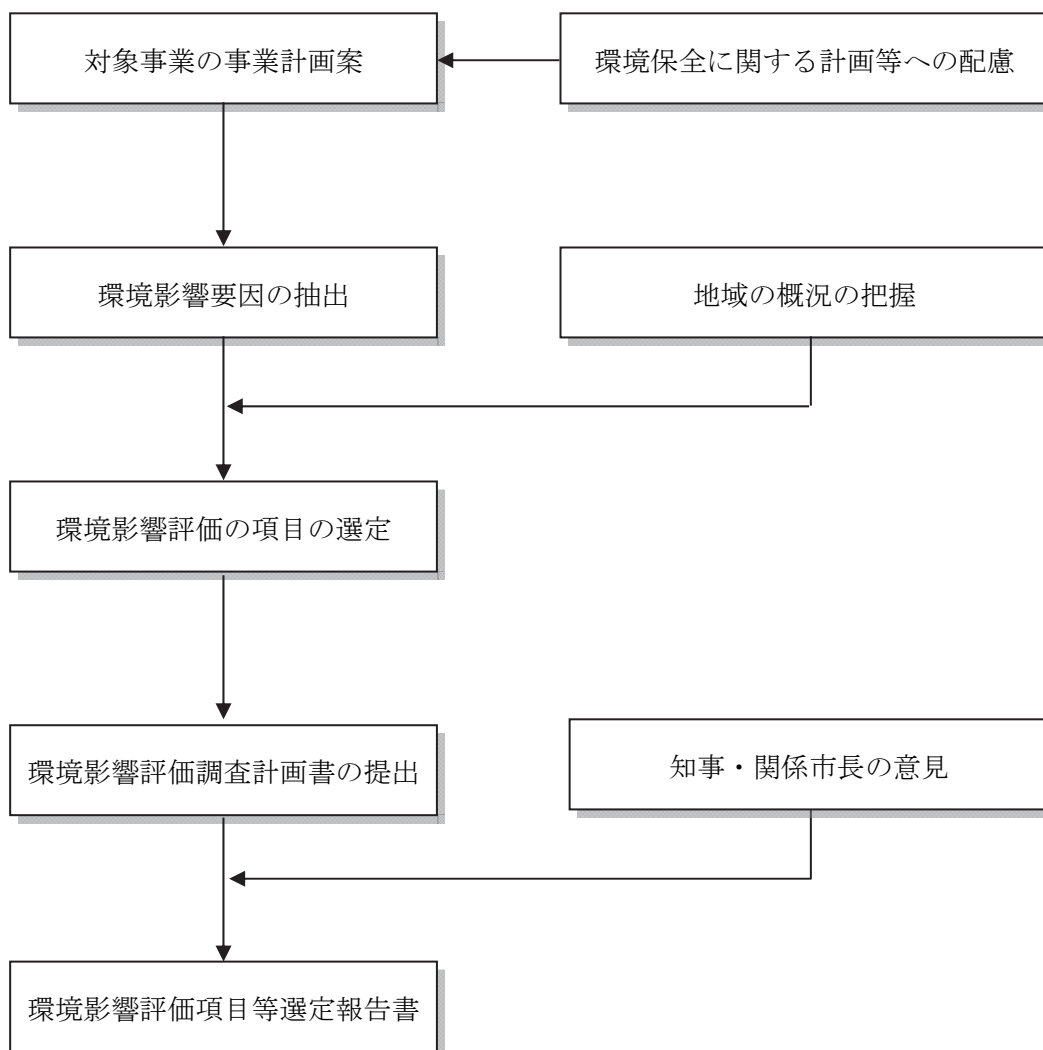


図 7-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 7-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

| 環境影響評価の項目 | 区分 環境影響要因 予測する事項 | 工事の 施行中 | | | 工事の 完了後 | | |
|--------------|--|------------|----------------|---------|------------|-------|-------|
| | | 土地の掘削 | 解体・建設工事に伴う廃棄物等 | 建設機械の稼働 | 工用車両の走行 | 施設の存在 | 施設の稼働 |
| 大気汚染 | 二酸化硫黄 | | | | | ○ | |
| | 浮遊粒子状物質 | | | ○ | ◎ | ○ | ● |
| | 二酸化窒素 | | | ○ | ◎ | ○ | ● |
| | ダイオキシン類 | | | | | ○ | |
| | 塩化水素 | | | | | ○ | |
| | 水銀 | | | | | ○ | |
| 悪臭 | 臭気指数、臭気排出強度 | | | | | ● | |
| 騒音・振動 | 建設作業騒音・振動 | | | ◎ | | | |
| | 工場騒音・振動・低周波音 | | | | | ● | |
| | 道路交通騒音・振動 | | | | ◎ | | ● |
| 水質汚濁 | — | | | | | | |
| 土壌汚染 | 土壌中の有害物質の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量、新たな土地への拡散の可能性の有無 | ○ | | | | | |
| 地盤 | 地盤の変形の範囲及び程度 | ○ | | | | ○ | |
| | 地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度 | ○ | | | | ○ | |
| 地形・地質 | — | | | | | | |
| 水循環 | 地下水の水位、流況の変化の程度 | ○ | | | | ○ | |
| | 表面流出量の変化の程度 | | | | | ● | |
| 生物・生態系 | 動物相の変化の内容及びその程度 | | | ◎ | | ● | |
| | 生息（育）環境の変化の内容及びその程度 | | | ◎ | | ● | |
| | 陸域生態系の変化の内容及びその程度 | | | ◎ | | ● | |
| 日影 | 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の変化の程度 | | | | | ● | |
| | 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の変化の程度 | | | | | ● | |
| 電波障害 | テレビ電波の遮蔽障害及び反射障害 | | | | | ● | |
| 風環境 | — | | | | | | |
| 景観 | 地域景観の特性の変化の程度 | | | | | ● | |
| | 代表的な眺望点からの眺望の変化の程度 | | | | | ● | |
| | 圧迫感の変化の程度 | | | | | ● | |
| 史跡・文化財 | — | | | | | | |
| 自然との触れ合い活動の場 | 自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度 | | | ◎ | ◎ | ● | ● |
| | 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 | | | | ◎ | | ● |
| 廃棄物 | 廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量及び処理・処分方法 | | ○ | | | ● | |
| 温室効果ガス | 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 | | | | | ○ | |

注 1) ○：(仮称) 新ごみ焼却施設の影響について環境影響評価を行う項目を示す。

◎：既存ごみ焼却施設及び(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の稼働を踏まえ、予測・評価する環境影響評価項目を示す。

●：(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の稼働を踏まえ、予測・評価する環境影響評価項目を示す。

7.1 選定した項目及びその理由

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの13項目であり、その選定理由は、以下に示すとおりである。

7.1.1 大気汚染

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う排出ガスが計画地周辺の大気質に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価の項目として選定する。工事用車両の走行については、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

予測項目としては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を選定する。

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及び廃棄物等運搬車両の走行による影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定する。廃棄物等運搬車両の走行については、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

予測項目としては、施設の稼働については処理対象物質及び処理工程等を考慮して、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀とし、廃棄物等運搬車両の走行については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とする。

なお、微小粒子状物質及び光化学オキシダントについては、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないため、予測対象物質から除外する。ただし、微小粒子状物質については、現況を把握するため、現地調査を行い、事後調査において確認を行うこととする。

7.1.2 悪臭

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみピットを発生源とする臭気の拡散により、周辺の環境への影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定する。（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響についても考慮する。

なお、既存施設の解体工事に先立ち、ごみピットの清掃を行い、付着した堆積物を取り除くことにより、解体工事中の臭気の拡散による影響はないと考えられるため、工事の施行中については、環境影響評価の項目としない。

7.1.3 騒音・振動

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定する。建設機械の稼働については、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う影響との複合影響についても考慮する。また、工事用車両の走行については、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

工事の完了後においては、施設の稼働及び廃棄物等運搬車両の走行による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。施設の稼働については、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働の影響についても考慮する。また、廃棄物等運搬車両の

走行については、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

7.1.4 土壌汚染

計画地内において実施した土壌汚染の現地調査により、「鉛及びその化合物」の含有量が、一部の区域において汚染土壌処理基準を超過していることが確認されている。工事の施行中においては、汚染土壌の敷地外の搬出及び建設工事により調査を実施していない範囲の建設発生土が発生し、敷地外へ搬出されるため、計画地周辺の環境に影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

工事の完了後においては、現在の表土は掘削・除去されており、敷地外への搬出はない。また、灰等の運搬にあたっては、天蓋付きの運搬車両を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはない。

さらに、プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、公共下水道に放流するとともに、排出ガス中のダイオキシン類についてもダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準以下の濃度に処理して排出する。

このため、工事の完了後については土壌汚染を予測・評価項目としない。

7.1.5 地盤

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

工事の完了後においては、ごみピット等の地下構造物の存在による地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

7.1.6 水循環

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定する。

工事の完了後においては、地下構造物等の存在に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられること、並びに地表構造物の設置に伴い、雨水の表面流出量への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う影響についても考慮する。

7.1.7 生物・生態系

工事の施行中においては、建設機械の稼働に伴い発生する騒音により陸上動物の生息環境に変化が生じることが考えられることから環境影響評価の項目として選定する。既存ごみ焼却施設及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う影響についても考慮する。

工事の完了後においては、施設の稼働に伴い発生する騒音により陸上動物の生息環境に変化が生じることが考えられることから環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働の影響についても考慮する。

なお、工事に伴い発生する排水及び工事完了後の施設からの生活排水、プラント排水及び雨水排水は、いずれも公共下水道へ排出し、周辺の河川や用水へは排出しない。したがって、河川や用水に影響を及ぼすことはないことから、水生生物は予測事項としない。

7.1.8 日影

工事の完了後においては、新施設の建設による形状の変更により、日影の状況の変化による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の存在の影響についても考慮する。

7.1.9 電波障害

工事の完了後においては、新施設の建設による形状の変更により、テレビ電波(地上デジタル波・衛星放送)の遮蔽障害及び反射障害が生じると考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の存在の影響についても考慮する。

7.1.10 景観

工事の完了後においては、新施設の建設による形状の変更により、地域景観の特性、眺望景観及び圧迫感に変化が生じると考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の存在の影響についても考慮する。

7.1.11 自然との触れ合い活動の場

工事の施行中においては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場に対して、建設機械の稼働や工事用車両の走行による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。建設機械の稼働については、既存ごみ焼却施設及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度に与える影響との複合影響についても考慮する。また、工事用車両の走行については、既存ごみ焼却施設及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

工事の完了後においては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場に対して、施設の稼働や廃棄物等運搬車両の走行による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働及び廃棄物等運搬車両の走行による影響についても考慮する。

7.1.12 廃棄物

工事の施行中においては、建築物等の解体・撤去及び建設により廃棄物、建設発生土が発生することから、環境影響評価の項目として選定する。

工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生することから、環境影響評価の項目として選定する。(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響についても考慮する。

7.1.13 温室効果ガス

工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

7.2 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、風環境、史跡・文化財の4項目であり、選定しなかった理由は以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて環境影響評価の項目として選定する。

7.2.1 水質汚濁

工事の施行中においては、既存建築物等の解体工事において洗浄などにより発生する排水は、仮設の排水処理設備へ送り、下水排除基準に適合するよう処理した後、公共下水道へ排出する。また、建設工事において発生する排水は、沈砂槽等により下水排除基準に適合するよう処理した後、公共下水道へ排出する。

廃水処理施設の解体後に既存の4・5号ごみ焼却施設の稼働に伴い発生する排水は、新たに当該施設内に仮設排水処理設備を設置して処理し、当該プラント用水として使用する。余剰分は下水排除基準に適合していることを確認した上で公共下水道へ排出する。なお、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設においては、当該施設において排水処理し、床洗浄に再利用し、余剰分は下水排除基準に適合していることを確認した上で公共下水道へ排出する。

工事の完了後においては、施設からの生活排水は、公共下水道に直接排出するものとし、プラント排水は、凝集沈殿ろ過方式等の排水処理を行った後、可能な限りプラント用水等として再利用し、余剰分については下水排除基準に適合していることを確認した上で公共下水道に排出する。また、雨水は、既存の公共樹を介して公共下水道へ排出する。ただし、計画雨水量(1時間当たり60mm)以上の雨水は、浸透及び必要に応じて一時貯留する。建物屋上への降雨水は極力プラント用水等として再利用する。

排水処理設備には自動制御システムを採用し常時監視を行うため、運転中に貯槽から排水が溢れることはない。また、排水処理設備の配管等は露出として設置するため、容易に点検が可能で、正常な運転状態を保つことができる。さらに、万一漏洩することがあったとしても、排水処理設備室内の側溝で集水し、排水処理系統に戻すと共に、排水処理設備は全て防水構造とすることから、建物外部に排水が流出することはない。

主灰及び飛灰の処理についても、専用の灰搬出車により搬出されるため、一般環境中に漏れ出すことはない。排水処理設備及び灰処理設備とも閉鎖処理系統のため、排水、主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は起こらない。

以上のことから、水質汚濁を環境影響評価の項目として選定しない。

7.2.2 地形・地質

計画地及びその周辺には、学術上あるいは景観上特に配慮すべき地形及び地質の分布は認められない。また、計画地に隣接する自然斜面や法面は存在せず、本事業の実施が土地の安定性に影響を及ぼすことはない。

以上のことから、地形・地質を環境影響評価の項目として選定しない。

7.2.3 風環境

建替え後の建物の最高高さは地上 22m であり、一般に風害が発生するといわれている地上約 50～60m 以上の高い建築物ではないため、周辺地域の風環境に影響を及ぼすおそれはない。また、煙突高さは既存 4・5 号ごみ焼却施設より低い 59.5m と計画していることから、風環境への影響は少ないと考えられる。

以上のことから、風環境を環境影響評価の項目として選定しない。

7.2.4 史跡・文化財

計画地内及びその周辺の史跡・文化財として、玉川上水が計画地の南側に隣接しているが、本事業は、計画地内の施設の建替えを行うものであり、本事業の実施により史跡・文化財への影響はない。また、本事業に伴い未周知の史跡・文化財（埋蔵文化財）を発見した場合は、その現状を変更することなく、関係機関へ報告し適切な措置を講じる。

以上のことから、史跡・文化財を環境影響評価の項目として選定しない。